

「ホームレス」は生活保護を受けられないのか？

戸舘圭之

新宿区ホームレス生活保護裁判(新宿七夕訴訟)が問う生活保護行政

二〇〇八年六月、東京都新宿区内において生活に困窮し路上生活を余儀なくされていたYさん(当時五七歳)が新宿区福祉事務所に対して、最低限の生活費と安定した住居に同居するための入居費用の支給を求め生活保護申請をした。

ところが、新宿区福祉事務所は、生活保護の申請をしているYさんに對して、執拗に生活保護法外の制度である自立支援システム(東京都が独自に行なっているホームレス支援事業で、緊急一時保護センター、自立支援センターなどの施設への入所が前提となる制度)の利用をすすめ、生活保護の申請を受け付けようとしなかった。法律家、支援者らの助力により、生活保護の申請を受理させることはできたが、結局、生活保護申請は却下された。

申請却下の文面上の理由は、「稼働能力の不活用」であるが、実態は、全く異なる。新宿区福祉事務所の相談員はYさんが「ホームレス」であ

ると知るや、生活保護以外の制度(Yさんにとって利用できるものはなかった)の利用を執拗にすすめたあげく、Yさんがそれに応じる意思がないことから、生活保護の申請を却下した。結局のところ、新宿区福祉事務所は、Yさんが「ホームレス」であるから生活保護申請を却下した。

そこで、急遽、東京でホームレス状態にある人々への法的支援を行なっている弁護士、司法書士らのグループ(ホームレス総合相談ネットワーク)が中心となって弁護士(宇都宮健児団長)が結成され、司法の場において、新宿区福祉事務所の違法な対応を是正させることになった。

Yさんは、〇八年七月七日、新宿区を相手に、生活保護申請却下処分を取り消し、生活保護開始決定の義務付けを求める行政訴訟を東京地裁に提起した。弁護士・支援者では、本件訴訟を提訴日にちなんで「新宿七夕訴訟」と呼んでいる。

福祉事務所の違法な対応

憲法二五条は、いわゆる生存権として「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての人々に対し保障している。これを受けた生活保護法は一条で最低限度の生活保障と自立助長を目的とすることを定め、同法二条は、生活困窮に陥った理由を問わず、生活に困窮していれば誰でも無差別平等に保護を受けられるという無差別平等原則をうたっている。

さらに、生活保護法は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする」と定め、居宅保護の原則を定めている(法三〇条一項本文)。

したがって、居宅を有しないホームレスの人々に対しては、アパート等の安定した住居が与えられなければならないが、路上からアパートへの入居費用、月々の家賃も支

く通らない理屈である。

新宿七夕訴訟を通じて、われわれが訴えているのは、「ホームレス」だからといって差別的な取り扱いをすることは許されないという、きわめて当然の主張である。

派遣切りにあつた人、病気で働けない人、刑務所から出所したばかりで行き場のない人などなど、路上生活を余儀なくされている人々にはさまざまな事情を抱えた人たちがたくさんいる。彼らを、困窮に陥った理由で区別する理由は全くない。生活保護法の無差別平等原則は、貧困に陥った事情を問わず、「いま現在、住む場所がなく生活に困窮している」という一事だけで、最低限度の生活を保障する点に最大の意義がある。

原告のYさんは、板橋区福祉事務所から生活保護開始決定を受け、現在、アパートに暮らしながら就職をし、自立に向け歩み始めている。

新宿区福祉事務所の建物の周りに、常時、多数の野宿生活者が集まってきた。しかしながら、彼らが、生活保護制度につながることはほとんどない。福祉事務所が彼らに対して行なうことは、シャワーを提供したり、乾パンを支給したりという「施し」であつて、生存権に基づく「保護」では決してない。

このような福祉事務所の違法を放



日比谷公園の「年越し派遣村」では生活保護などの相談が続いた。(東京・千代田区。撮影/広瀬美紀)

置することは許されない。

この年末年始、東京・日比谷公園に急遽開設された「年越し派遣村」(湯浅誠村長)には主催者の予想を上回る多くの住む場所を失った人たちが訪れ、厚労省の講堂を開放させるまでの動きとなった。派遣村に集まった人々の多くが生活保護を必要としており、最後のセーフティネットとしての生活保護制度に注目が集まっているところである。もちろん、生活保護だけではすべての問題が解決するわけではないが、生活保護すら満足に利用できない今の現状は緊急に何とかしなければならぬ。

次回、第三回口頭弁論は、〇九年二月二〇日(金) 一時三〇分から東京地裁一〇三号法廷で行なわれる。

とだて よしゆき・弁護士、新宿区ホームレス生活保護裁判弁護団事務局長。